

平成 30 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）議事録

- 1 日 時 平成 30 年 6 月 7 日（木）18：30 ～ 20：30
- 2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階第二委員会室
- 3 出 席 阿部委員，岩槻委員，大坂委員，奥田委員，小野委員，小幡委員，川村委員，菅野委員，佐々木委員，柴田委員，鈴木委員，清野委員，高橋委員，瀧澤委員，中嶋委員，中村委員，西尾委員，支倉委員，原委員，三浦委員
- [事務局]村上健康福祉局次長，郷湖障害福祉部長，菅原障害企画課長，伊藤障害者支援課長，伊藤障害者総合支援センター企画推進係長（所長代理），林精神保健福祉総合センター所長，中村北部発達相談支援センター所長，薦森南部発達相談支援センター所長，緑川宮城総合支所保健福祉課長，和泉宮城野区障害高齢課長，伊藤若林区障害高齢課長，都丸太白区障害高齢課長，槻田秋保総合支所保健福祉課長，小幡企画係長，加藤サービス管理係長，佐藤（嗣）社会参加係長，高橋主幹兼地域生活支援係長，佐藤（大）障害保健係長，天野施設支援係長，那須指導係長，佐藤（和）主任，平木主事，太田主事，佐藤（朱）主事，平吹主事
- ほか傍聴者 3 名

4 内 容

（1）開 会

（2）健康福祉局次長挨拶

健康福祉局次長 皆さん，どうもおぼんでございます。健康福祉局次長の村上と申します。よろしくお願いたします。

本日はお忙しいところ仙台市障害者施策推進協議会にご出席いただきまして，まことにありがとうございます。また，日ごろより本市の障害者保健福祉施策の推進にご理解とご協力をいただいておりますこと，重ねて御礼申し上げたいと思います。

ただいま司会の方からありましたが，本年度第 1 回目の施策推進協議会になります。この協議会については 5 月末で委員の改選時期となっております。6 月 1 日付で改めて委員としてお願いしてございます。快く新たな委員としてお引き受けいただいた委員の皆様のほか，引き続き委員を引き受けていただいた方々に改めて御礼申し上げたいと思います。引き続きよろしくお願いたします。

本来であれば市長あるいは健康福祉局長のほうから委嘱状の交付をいたすべきところでございますけれども，本日，あいにくほかの公務と重なっておりますことから，机上に配布させていただいております。

挨拶も私次長からとなっており，恐縮しております。よろしくお願いたします。

平成 30 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

さて、昨年度までこの協議会でご審議いただいておりますが、仙台市障害者保健福祉計画、仙台市障害福祉計画（第 5 期）及び仙台市障害児福祉計画（第 1 期）につきましては、3月に阿部前会長から市長のほうに答申いただき、計画を策定することができました。このことに重ねて感謝申し上げたいと思います。今年度からはこの計画に従い、各種施策を推進してまいります。そのためにも委員の皆様方からの忌憚のないご意見あるいはご助言を賜ればと思っております。

本日は、計画に対する進捗管理に関する監視・調査についてご審議いただきますとともに、今年度の主要事業等についてご報告させていただく予定となっております。

委員の皆様にはご多忙中の折ではございますけれども、これまで同様、忌憚のないご意見、活発なご議論をいただきまして、仙台市の障害者保健福祉の推進に役立てていければと思っております。

簡単ではございますが、開会に当たりまして私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

（3）新委員紹介

（4）会長及び副会長の選出

（5）会長挨拶

会 長 皆さんから、この仙台市障害者施策推進協議会の会長ということでお選びいただき、務めさせていただきます。

昨年までも一緒に作業をされていた方々もいらっしゃいますが、昨年、障害者施策推進協議会では、障害者福祉計画と障害福祉計画、そして新たに障害児福祉計画を策定させていただきました。

それらの計画の進捗状況を確認し、計画が実行されるよう取り組んでまいるのが私達の役割だと思います。大坂副会長と一緒に、そして何よりも皆さんと一緒に取り組まさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

（6）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より岩槻委員の指名があり、承諾を得た。

（7）議 事

（1）仙台市障害者保健福祉計画等の概要と今年度実施する監視及び調査について

会 長 それでは、お手元の次第の 7 に議事とございます。（1）の仙台市障害者保健福祉計画等の概要と今年度実施する監視及び調査について、事務局から説明願います。

事務局
(菅原課長)

改めまして、今年度より障害企画課長となりました菅原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料 1 をご覧いただきたいと思います。

今日は初めてのご出席の委員もいらっしゃいますので、昨年度に障害者施策推進協議会で 7 回に渡りご意見をいただき、この 3 月に策定しました仙台市障害者保健福祉計画の概要につきまして簡単にご説明させていただきます。

1 つ目の仙台市障害者保健福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」でございます。この計画は、障害のある人の自立と社会参加のための施策全般に関わる理念や基本的な方針、主要施策などを定めたもので、平成 30 年度から 35 年度までの 6 年間で計画期間とします。

2 つ目の第 5 期仙台市障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」でして、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の見込量とそれを確保するための方策などを定めたもので、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間で計画期間となります。

3 つ目の第 1 期仙台市障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、サービスの見込量とそれを確保するための方策などを定めたもので、こちらも平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間で計画期間となります。

現行の計画はこの 3 本立てで構成されております。

計画の内容を簡単にご説明いたしますので、参考資料の概要版を併せてご覧いただきたいと思います。

1 ページに今説明しました計画策定の概要がございます。

2 ページ目では障害のある方を取り巻く本市の現状を示しており、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の保持者数が大きく伸びていることがわかります。また、障害福祉サービス等の利用者も増加傾向にあります。

3 ページ目には計画の方向性を示しています。本計画は、「共生の都・共生する社会」の理念のもと、「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生の都をともにつくる」ということを基本目標にしまして、「障害理解」を基盤として施策を推進してまいります。

4 ページ目には重点分野を示しております。後ほどもう少し詳しく触れますが、6 つの重点分野を定めました。これらの項目を施策に結びつけていくことといたします。

5 ページ目では見込量の確保に係る到達目標、6 ページ目では主な障害福祉サービス等の見込量をお示ししております。

裏表紙は本協議会の役割となります。一番下の丸のところがございます達成状況の点検及び評価の部分でございますが、計画に盛り込んだ事業、到達目標及び見込量につきましては、定期的の実績を把握し、その達成状況を検証した上で、障害者

平成 30 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

施策推進協議会に報告し公表するものとしております。当協議会の役割としましては、計画に係る監視・調査・分析・評価を行いまして、この結果に基づいて所要の対策を検討・実施していくこととなります。

以上、時間の都合上、ポイントだけですが触れさせていただきました。本日の協議会では、折に触れまして計画と照らし合いながら説明させていただきます。

それでは、資料 1 に戻らせていただきます。裏面をご覧ください。

次に、平成 30 年度における主な取り組みでございます。

(1) の計画等に係る監視等につきましては、前回の 3 月の協議会で実施方針について決定したところでございます。これは参考資料 3 にございます。それに基づいて監視を実施いたします。

では、①の 3 カ年の主な実施内容ですが、今年度につきましては、29 年度実施事業の監視、それから障害者団体などへのヒアリング、基礎調査の実施などを予定しております。平成 31 年度につきましては、今年度同様のことを実施いたします。32 年度でございますが、障害者保健福祉計画の中間評価、障害福祉計画（第 6 期）・障害児福祉計画（第 2 期）の策定作業となります。よろしく願います。

それでは、②の平成 30 年度における監視等についてでございます。

(ア) の監視につきましては、平成 29 年度までの前期計画の事業実施状況などを取りまとめて把握し、計画の進捗状況について取りまとめるものとなります。

それから(イ)の調査でございますが、これは当事者の方などとの面談や懇談会などを通じてヒアリングを行うものでございます。今年度は、先ほど概要版で少し触れました障害者保健福祉計画の重点分野の 1 つでございます。障害福祉で働く人材確保・定着の支援を進めるに当たって、事業者などにどのようなニーズがあるかなどの把握を行いまして、支援の手法を検討してまいりたいと考えております。

これらの(ア)監視と(イ)調査の結果を踏まえまして、計画の状況につきましては(ウ)の分析及び評価を行うことといたします。

3 のスケジュール(案)でございます。今回の協議会が終わった後、第 2 回目を 8 月の末あたりに開催できたらと考えております。そこまでに 29 年度事業の実施状況につきまして取りまとめて、第 2 回目のときにご報告いたしまして、人材確保・定着の支援に向けた調査の検討方法などのご意見をいただきたいと考えております。調査につきましては、今年度の下半期の実施を予定しているところでございます。

資料 1 に関する説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま議事の(1)ということで、仙台市障害者保健福祉計画等のそれぞれの計画の概要とこれから私たちが今年度取り組む監視及び調査の具体について説明がありました。さらに平成 32 年度までの今後の取り組みについてもありましたけれども、それらにつきまして皆様からご意見とかご質問、確認とかありましたらいただ

きたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、よろしいでしょうか。また関連することで確認がありましたらその都度いただきますけれども、これから私たちが取り組む方向ということの確認でございました。よろしいですか。ありがとうございました。では、次第の 7 の議事についてをここまでとさせていただきます。ただ、繰り返しですが、関連することで確認がありましたら、適宜ご発言いただければと思います。

（8）報 告

（1）平成 30 年度仙台市障害者保健福祉関係予算及び主要事業について

（2）平成 29 年度「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取組みについて

（3）平成 29 年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績及び平成 30 年度目標について

（1）平成 30 年度仙台市障害者保健福祉関係予算及び主要事業について

会 長 続きますので、報告でございます。

まず、（1）平成 30 年度仙台市障害者保健福祉関係予算及び主要事業について、事務局より報告願います。

事 務 局 それでは、資料 2-1、2-2 に基づきまして、平成 30 年度仙台市障害者保健福祉関係予算及び主要事業についてご説明させていただきます。

（菅原課長）

はじめに、資料 2-1 をご覧ください。

上部の表ですが、健康福祉費は約 1,917 億円で、平成 30 年度一般会計予算の 35.6% を占めており、前年度から約 15 億円の減少となっております。うち障害保健福祉費は約 287 億円と、こちらは 12 億円の増となっております。

裏面にうつりまして、健康福祉費の内訳の円グラフをご覧ください。健康福祉費のうち、障害保健福祉費につきましては約 287 億円と健康福祉費の 15.0% を占めており、割合が徐々に増えております。

次に、資料 2-2 をご覧いただきたいと思っております。

平成 30 年度障害者保健福祉関係主要事業についてです。この事業は、昨年度まで皆さまにご意見をいただいた障害者保健福祉計画を実行するものになります。

お渡ししております障害者保健福祉計画等の 14 ページに計画の重点分野の掲載がございますので、資料 2-2 と見比べながらご覧ください。

それでは、資料 2-2 の主要事業についてご説明いたします。

はじめに障害者保健福祉の推進について、「（1）障害理解の促進と権利擁護の推進」でございます。障害及び障害者への理解を促進するためのワークショップの実施やヘルプマークの配布などの普及啓発に関する事業を実施いたしますとともに、2020 東京パラリンピックの開催などに向け、障害理解サポーターの養成や障害者ス

スポーツ体験会などを行うことにより、障害理解や交流促進を図ってまいります。これが計画本編では 14 ページの重点分野「(1) 市民に対する障害理解のさらなる促進」や「(2) 障害のある児童や発達に不安のある児童への切れ目のない支援の実施」を具体化する事業になっております。

「(2) 障害児支援の充実」は、障害のある小中高生の放課後の活動である放課後等デイサービスや、重度の障害等により外出することが著しく困難な障害児に対する居宅訪問型児童発達支援を実施いたします。

また、新たに、①の発達障害に関する医療相談を初めとする発達相談支援センターアール体制強化や、⑨の重症心身障害・医療的ケア児者の現状と課題を共有し、医療・福祉・教育のネットワークの構築などを行う支援体制整備事業を行ってまいります。これは、計画本編でいいますと 14 ページの重点分野(2)を具体化する事業でございます。

「(3) 地域生活支援体制の充実」は、在宅で生活する障害者と家族が住み慣れた地域で安心して生活することができますよう、②各種相談事業を実施するとともに、③日中または宿泊の一時介護等のサービスの提供、⑤進行性難病の方などへのコミュニケーション支援、⑦在宅重度身体障害者訪問入浴サービス、⑧医療的ケアを要する方への支援など重い障害のある方の支援の充実、また⑰補装具の支給、⑱障害者自立支援医療給付などを行ってまいります。

また、新規事業として、①地域生活支援拠点整備、⑨医療系短期入所事業所間の連携強化、研修の実施・調整を行うコーディネーターの配置、⑫精神障害者の家族が自らの経験を生かし活動を行う精神障害者家族支援等の事業を行ってまいります。これらは、計画本編の重点分野(3)、(4)などを具体化する事業でございます。

「(4) 就労と社会参加の充実」は、①障害者就労支援センターにおきまして障害者の就労支援、就労生活全般にわたる総合的な支援を行いますとともに、障害者を雇用しやすい環境づくりに向けた関係機関との連携促進や広報・啓発に取り組んでまいります。⑤福祉的就労の支援のためチャレンジオフィスの推進やふれあい製品の販路拡大などの障害者職場開拓を進めますとともに、新規事業である⑥障害者雇用マッチング事業により、障害者雇用の理解醸成の推進や障害者と企業とのマッチングや就労定着支援の強化などを進め、一層の障害者雇用促進を図ってまいります。これは計画本編の重点分野(5)を具体化する事業でございます。

「(5) 安心して暮らせる生活環境の整備」の①介護給付・訓練等給付でございますが、障害者総合支援法に基づく各種障害福祉サービスの給付事業を行ってまいります。今年度は新たに障害者の就労に伴う生活面の課題に対応するため、事業所、家族との連絡調整を行う就労定着支援、地域でのひとり暮らしに移行した障害者等に対し定期的な居宅訪問などにより必要な情報提供や助言等を行う自立生活援助を行います。②、③では障害者創作や生産活動の場の提供、障害福祉サービス事業の運営補助を行ってまいります。

平成 30 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

また、新たな事業である⑦障害福祉サービス人材育成ですが、育成した職員が辞めてしまうという課題について、障害福祉に携わる人材の確保や定着を目的とした、新任職員の交流会や情報交換会などを実施いたします。これは、計画本編の重点分野（6）を具体化する事業でございます。

30 年度予算並びに事業についての説明は以上でございますが、今後、計画期間中を通し、計画重点分野について具体化してまいります。ご説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま次第の 8 の報告（1）につきまして事務局より説明がありました。報告を踏まえ、皆様からご意見ご質問、確認事項などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

清野委員 ピアサポートチーム七夕の清野です。

資料 2-2 の（5）の①介護給付・訓練等給付については、就労定着支援など新たに支援が始まる事業だと思います。私たちの団体でも、何を目的にやっているか、当事者や支援会員の皆さんと話し合ったものの、障害を抱えながら仕事をしていく上では、職場の中で地位を上げていくということや仕事の成果を認めてもらうことはなかなか厳しいという話になりました。

職場で仕事をする中で生きがいを見つけることはなかなか難しいこともあり、余暇活動として、今私たちはカホンという音楽を使って音楽活動を通じて、みんなで生きがいや居場所づくりをしています。

私たち当事者会・家族会の役割として、居場所になったり、就労定着や就労を継続していく上での生きがいづくりをしたりすることができ得ると実感しています。

なので、ぜひ私たちの活動を見ていただいたり、それを参考にさせていただいたりして、定着支援という枠の中だけでなく、ある意味インフォーマルな支援もあるということを何かの機会にぜひ見ていただきたいです。

また、皆さんにもこういった活動もあるということをお伝えできる機会があるといいなと思っておりました。

会 長 貴重なご意見ありがとうございます。就労定着支援はとても大事ですが、その取り組みと共に、就労をしながらの余暇活動や生きがいづくりの重要性、またそのような活動に清野委員が取り組んでいるということをご皆さんに知っていただきながら、共に取り組んでいきたいということですね。ありがとうございます。

では、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 仙台市の社会福祉協議会の鈴木でございます。

お願いといたしますが、委員の皆様も新たに委員になられた方が多くいらっしゃいますので、これだけの事業説明では具体的になかなかどういう事業なのかイメージ

が湧かないのではないかと思います。特に新規事業ですと、具体的な取り組みがなかなかイメージできません。既存の事業でも、障害の特有の言葉の使い方があり、新たに委員になられた皆様にはなかなかわかりにくいということがございますので、そういう意味では、既存の資料でも構わないと思いますので、ある程度事業の中身がもう少しわかるようなものがあれば配布いただき、一緒に具体的な事業などをイメージしながら議論できたほうがいいのかと思います。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいまの鈴木委員のお話も含めまして、事務局から、資料などがあればということですので。お願いします。

事務局 (菅原課長) ある程度の説明資料でございますと、計画本編の 73 ページ、用語につきましては 69 ページでございます。

なお、予算の中でも我々が重点と考えている事業、例えば 1 の (1) の①にある障害者雇用マッチング事業や障害者の理解促進のための取り組みなどの重点分野がございますので、それらの資料については、次回の協議会までにご準備させていただきたいと思います。

会 長 鈴木委員、よろしいでしょうか。資料に基づいて私たちも中身をしっかり確認しながら全体を見ていくということはとても大事なことだと思います。では、事務局で資料の準備をお願いいたします。

そのほか委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

では、また次に進ませていただきながら、関連することがあればまたご意見をいただくことといたします。次第の 8 の (1) についてはここまでと一旦させていただきますけれども、必要な場合にはもう一度皆さんからご意見いただきます。

(2) 平成 29 年度「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取り組みについて

会 長 続きまして (2) です。平成 29 年度「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取り組みについて、事務局より説明願います。

事務局 (菅原課長) それでは、引き続き、資料 3 を使いまして障害者差別解消条例施行後の取り組みについてご説明してまいります。

まず、1 の相談体制の整備でございます。

(1) 相談体制についてでございますが、差別の問題は生活に身近なところで起こることから、既存の障害者の相談窓口だけではなく、各区役所の障害高齢課の障害者総合相談窓口にも、4 月 1 日から差別に関する相談を含む総合相談に対応

する相談員を 1 人ずつ配置いたしました。それから、虐待防止・差別解消に関する相談ダイヤルを開設し、24 時間 365 日受け付けの差別相談を行っております。

相談件数でございますが、一番上の図、生活分野別の相談件数全体は、重複相談を含み 76 件になります。雇用や建物・公共交通機関などの相談が減少しており、昨年度より相談件数自体は 20 件の減少となっております。

中ほどの図については、障害種別では、身体障害者が 14 件の減、精神障害者が 8 件の減などになっており、全体で 21 件の減となっております。

一番下の相手方への対応状況でございますが、28 年度に比べ全体で連絡・調整ありが 20 件減少、合計で 25 件の減少となっております。これにつきましては、相談自体は来ておりますが、内容から事業所には伝えないで欲しいという相談もございまして、なかなか調整までに至っていないという現状でございます。調整を行ったものが 20 件の減少となっております。

裏面をご覧ください。相談内容といたしましては、相手方への連絡・調整ありの事案の 24 件中、事実確認の結果、障害を理由とする不当な差別的取り扱いと考えられる事案は 6 件ございました。

ここでは差別的取り扱いと考えられる事例を 2 つほど紹介いたします。

1 つ目が知的障害当事者の家族から相談を受けました区の障害高齢課相談員への相談でございます。理髪店で髪を切っている最中に動いたり首に巻いてあるタオルを取ろうとしたりしたため、もう来店しないように店側から言われたという内容となります。店に罰則を与えるか市から指導してほしいという相談でございました。

当方では、事業者には区障害高齢課の相談員による事実確認を行いました。確認の結果、事業者の話としましては、本人が髪を切っている最中にハサミを振りほどこうとしたり椅子から立ち上がろうとしたりして家族の制止も効かなかったため、本人を傷つけるおそれがあったので次回の来店を断ったこと、家族には丁寧に説明したことなどを確認いたしました。

これにつきましては、宮城県理容生活衛生同業組合から理容店を紹介してもらうとともに、理容美容衛生講習会での条例についての講義を行う対応策をとらせていただきました。

相談者に対しましては、相談者に理容店を紹介するとともに、条例は相手方に罰則を与えられるものではないことを説明いたしました。紹介された理容店につきましては理解を得られたものの、罰則を与えない条例は意味がないという話がなされました。

2 つ目は、福祉サービスに関しまして視覚障害当事者から区障害高齢課相談員への相談です。内容といたしましては、通院時に往復タクシーを使っておりましたが、盲導犬に慣れてきたために、帰りに公共交通機関を利用したいとヘルパー事業所に伝えたところ、ヘルパーの拘束時間が長くなるという理由で他のヘルパー事業所を使うように言われたということでした。これは、利用者の自立を支援する事業者の態度としておかしいという相談内容でございました。

平成 30 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

事業者に対し区障害高齢課の相談員より事実確認を行ったところ、事業者からは別な事業所を探してほしいとは伝えておりませんが、ヘルパーの拘束時間が長くなるため、今後の利用について話し合いを持ちたいと伝えたこと、また、コミュニケーション不足・言葉の行き違いで利用者に対しては申し訳なかったことの確認がとれました。

相談者に対しましては、本人、事業所、相談員で話し合いの場を持ち、引き続き慣れたヘルパーで通院介助を利用すること、ヘルパー利用のアセスメント不足の部分が合ったため、改めてアセスメントを行うこととしまして、事業者からコミュニケーション不足・言葉の行き違いで誤解を与えてしまったことについて謝罪がございました。本人からは納得いただき終結しました。

このほかにも 4 件事例がございますが、代表的な取り扱いと考えられる事例を 2 つ紹介いたしました。

次に、3 ページにあります、条例第 20 条に基づき設置いたしました、(2) 仙台市障害者差別相談調整委員会についてでございます。

障害を理由とする差別に関する紛争解決を図るため、調整委員会を設置しておりますが、平成 29 年度にこの調整委員会に助言や斡旋の申し立てを行った事例はございませんでした。なお、調整委員会の委員ですが、本日ご出席の大坂委員を始め名簿は②のとおりになっております。今年度は第 1 回目を 7 月ごろに予定しております。

また、(3) 仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会でございます。仙台市では、障害者の権利擁護に係る関係機関のネットワークづくりを行うために本協議会を設置しております。構成機関につきましては②のとおりとなっております。

次ページに移りまして、2 の普及啓発・理解促進等に係る主な取り組みについてご説明いたします。

先ほど、計画の概要版でございますけれども、「共生の都・共生する社会」の理念のもと「障害理解」を基盤に施策を展開すると申し上げましたが、ここでは様々な取り組みを紹介しております。

(1) ワークショップ「ココロン・カフェ」の設置から、(8) 障害理解サポーター事業の②障害理解サポーター養成研修の試行まで、平成 29 年度には様々な普及啓発・理解促進に関する事業を実施しております。時間の関係もございますので、3 つほど紹介させていただきます。

1 つ目が、4 ページ、(1) ワークショップ「ココロン・カフェ」の開催でございます。ココロン・カフェは、障害のある人もない人も市民も事業者も、様々な方が参加し毎回テーマを設けて気軽に話し合うワークショップでございます。

7 月には「障害者差別解消条例施行 1 年。考えよう！誰もが暮らしやすいまちづくり」、1 月には「心のバリアフリーをすすめるまちづくりを考えよう」、3 月には「障害理解サポーターの輪を広げよう！」というテーマでおのおの 2 回ずつ、市民の皆様と計 6 回意見交換をいたしました。皆様からは、障害や障害のある方のこと

平成 30 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

などを理解するためにとてもよい場所との意見を多くいただいております。このココロン・カフェにつきましては、今年度も継続して実施してまいります。

2 つ目は(3)の市民協働事業「TOGETHER ACTION PROJECT part2」, 通称 TAP2 です。これは、平成 28 年度に市民協働事業提案制度により実施しました、「表現活動による障害者差別解消・障害理解の促進に関する P R 事業」を引き続き実施いたしました。

集客力のある会場で各区 1 回ずつ実施しております。先日開催された、とっておきの音楽祭のフィナーレでも披露しておりますが、障害のある方とともに楽しむアートや音楽などを通じて、障害理解を高める取り組みをしております。本年度も引き続き集客力のある会場で 5 回の実施を予定しております。

3 つ目は(8) 障害理解サポーター事業です。事業者や市民を対象とした障害理解の研修を実施し、障害に関する良き理解者としてのサポーターを養成する事業になります。

29 年度は、研修プログラムの検討を進めるとともに、研修の試行を行いました。今年度は、取り組みを発展させ、企業や地域団体向けに研修を実施していくこととしております。

その他の取り組みについては、後ほどお目通しいただければと思っております。

3 の庁内体制の整備でございます。(1) 障害を理由とする差別の解消に関する庁内研修会でございますが、4 月 4 日から 7 日まで、新たに仙台市に採用された職員全員に対し障害理解のための研修を行いました。そのほか、11 月 29 日に新たに管理職員向けの研修会などを実施いたしました。

次のページは、市が実施する事業に対する手話通訳等情報保障の実施でございます。これにつきましては、右側の欄の人数の手話通訳者を派遣しております。

資料 3 の差別解消条例施行後の取り組みについては以上のとおりでございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま次第 8 の報告(2) について事務局より説明がありました。

「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」は、他の地域でも同様の条例を制定しているところもありますが数は少なく、またこの条例を作成する際に関わった皆様から「差別をなくす」という言葉をぜひ入れるべきだということで、多くの皆さんの思いとともにつくられた条例でございます。

また、この条例は、平成 28 年 4 月から施行されていますが、その時にいわゆる障害者差別解消法も施行されています。

これらの取り組みの具体的な内容について、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見ご質問はございますか。いかがでしょうか。中村委員、お願いします。

中村委員 知的障害者関係団体連絡協議会の中村でございます。

平成 30 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

相談体制の障害種別について、身体障害、知的障害、精神障害、その他・不明等となっておりますが、この中で知的障害が大変極端に少なくなっております。これは相談が少なかったことは事実だとは思いますが、知的障害の場合には本人自身が差別を受けているという認識をしづらいという実情もありますので、そのことを委員の皆様にお含みいただきご覧いただきたいと思いました。よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。そのようなことで中村委員から、知的障害の方々の状況について、支援に関わる立場からご説明いただきました。

さて、あとは皆さんからもご意見、確認いただきたいと思えます。いかがでしょうか。鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 社会福祉協議会の鈴木でございます。

条例ができて、様々なバリエーションある障害理解の取り組みがなされているということは理解しておりますが、現実的に相談件数が 28 年度と 29 年度を比較した時に減っているということがあり、それをどう受け止めるかというのは課題の 1 つと考えています。差別が減少したと受け止めるのか、それともなかなか窓口や電話での相談につながらないという現実があるのかというところだと思います。

決して相談件数が増えることが良いということではありませんし、障害理解はもちろん大事なことです。相談体制や相談ダイヤルの周知広報についても併せて考えていくべきかと思いました。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。また条例等の周知に取り組むべきだということでございました。このことについては後でまた事務局にお話しいただきますが、委員の皆様からいかがでしょうか。

この条例の周知度は低いように聞いていますが、まずは条例を知っていただかなければいけないということで、委員の皆様から何かご意見や確認したいことがありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

もともとココロン・カフェは条例をつくるために行っていた取り組みですが、さらに多くの方々にご理解いただくため継続すべきというご意見で継続しています。いかがでしょうか。清野委員、お願いします。

清野委員 ピアサポートチーム七夕の清野です。

条例をつくる際にも携わらせていただきましたが、施策推進協議会でも議論がとて活発に行われました。私の中でもとても大事に条例をつくっていきたく思ったことは、条例ができることによって、逆に障害のない人とある人との間に溝をつくってはいけないということでした。

非常に繊細に文言について考え、「差別をなくし」というところについても、強い

表現やもう少し消極的な表現の案もあり、随分議論をしました。

私も空でこの条例の名前を言えるかというとなかなか難しいほど長い名称ではありますが、そういった私たちの思いが詰まってこの文字数となった条例になります。

ですので、条例が施行されてから、障害のある人となない人との間に本当に溝がないのか、もしかすると溝ができるまでもなく条例が知られていないのか、私は制定に携わったのでとても意識しています。もしよろしければ、これまで格別に意識されていない方々の忌憚のないご意見を聞かせたいと思いました。

それともう一つ、周知になりますが、私たちピアサポートチーム七夕は今年度も TAP3 という取り組みに参加させてもらっています。

去年の TAP2 のときに事務局長から出ないかと言ってもらいましたが、実は TAP とは何だろうと思い、パンフレットをよく読んだら仙台市の事業だと分かりました。条例をつくるに当たり、まずは障害理解からということで始まった事業になります。実際に障害理解を促進していく上で、どのような取り組みをしていくかということについて、いま一つ私もわかっていなかったというのが現状でした。以上です。

会 長 清野委員、ありがとうございます。また清野委員のお話にもありますように、皆さんから、この条例って本当に多くの市民の方々に周知されているのかな、といった忌憚のないご意見をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。中村委員、お願いします。

中村委員 この条例ができた後の一事例についてです。事情がありまして2年ほど横浜に行っていました。それで空けた家をグループホームにしようと思いました。その家には約20年住んでおり、近隣とは大変いい関係にありました。娘と私が今度はそこをグループホームにしたいと思っていると近隣に言いましたら、非常に付き合い良かったのですが、「ちょっと待って」と言われました。

娘のことは「あら、お帰り」「はい、行ってらっしゃい」というふうに大変気にかけてくださっていたのですが、それは娘を知っていたからであり、グループホームができたなら、奇声を発するのではないか、何か迷惑を被るのではないかというようなことで、結果的に取りやめました。

それは私の心の中では大変残念なことではありました。本当はこの条例があることを本当は言いたかったのですが、そのように角を立ててグループホームをつくっても、入居される方や時々おいでになる家族の方々が肩身の狭い思いをするようにはしたくないと思い、断腸の思いでグループホームにはしませんでした。

そのことを含め、この条例はありますが、なかなか周知されていないということがあります。この条例をつくるときに私も関わらせていただき、罰則を設けるか否かについても議論しました。罰則ではなく、多くの方に知っていただくことが大事だということで罰則規定を設けなかったわけですが、実際に条例があっても周知されている部分は少ないという一事例をお話しさせていただきました。

会 長 中村委員，ありがとうございます。

この条例につきましては，障害の理解とともに必要な配慮が行われるような地域社会をつくっていきたいということが，条例をつくったときに関わった多くの皆様のご意見でした。障害理解というのは，障害があつて不便なこと，困ったことへの理解だけではなく，どのような配慮があれば不便なことや困ったことが解消されるのか，そしてそのことをご理解いただき多くの方々がお互いに支え合う，配慮し合う地域社会をつくるかということです。そのような趣旨でつくられた条例だとは思いますが，この辺をうまく伝えることの大事さを中村委員からもお話しいただきました。

そのほか委員の皆様から何かありますでしょうか。高橋委員，お願いします。

高橋委員 仙台ワークキャンパスの高橋です。

今，条例の話を伺いまして，施設でも利用者の皆さんに虐待防止や差別禁止の説明をさせていただいたり，職員も勉強したりしていますが，実際には仙台市にいながら市の条例はどうなっているのかという視点がなかったなと改めて思いました。

それから，差別解消って何というような研修会に出ても，仙台市の条例に基づいた研修は少ないのかと思います。差別禁止法や虐待防止法などの法令の説明はされますが，具体的に自分たちが住んでいるこの仙台市の条例ということについての研修などが少ないように感じるどころでした。

会 長 ありがとうございます。そのほかには何かございますか。

障害理解を進めるために障害理解サポーター事業についても先ほど説明いただきましたが，今の皆さんのお話は多くの市民の方が考えていること，抱いている思いだと思いますので，事務局から皆さんのお話を受けてありましたらお願いします。

事務局
(菅原課長)

資料 3 をご覧ください。差別についての相談は，昨年度に比べ 20 件減少しており，好意的に捉えれば，認知度が高まったのではないかと取れますが，事務局内部でもそれだけではない，それをあまり良いように捉えてはいけないという意見が出ていました。

ご意見のとおり，認知度が低いということも事実であり，認知度が低いということは，障害理解を広げる取り組みがまだ足りないということではないかと考えております。

会長から障害理解サポーター事業についてお話しがありましたが，これは今年度の重点事業であり，企業や地域団体などに出向き，障害とは何かといったことや条例などについて説明させていただくものになります。地域や企業の方々を対象に認知度を高める取り組みを行い，少しずつでも良いので理解を深めていきたいと思っております。

平成 30 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

また、パラリンピックの開催も近づいており、障害者スポーツは非常にわかりやすい素材ですので、そのような素材を活用しながら障害理解や条例についても説明していきたいと考えております。

会 長 ありがとうございます。これからの取り組みについては、パラリンピックで障害のあるアスリートの方々の素晴らしい競技力を見ていただくとともに、それを一つのきっかけとして障害理解を進めていくということです。また、仙台市の3つの計画での基本目標である、「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、ささえあう、誰もが生きがいを感じられる共生の都をともにつくる」ということで、この基本目標は障害領域での基本的な考え方ですが、地域全体で誰もが暮らしやすい地域につながるのだと思います。

ただいま事務局からもありましたが、様々な取り組みを行っていく過程で、委員の皆様からご意見をいただきながら進めさせていただきます。

では、一旦報告の（2）についてはここまでとさせていただきます、次の（3）に進みます。

(3) 平成 29 年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績及び平成 30 年度目標について

会 長 続きまして、平成 29 年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績及び平成 30 年度目標について、事務局より報告願います。

事務局 (菅原課長) 続きまして、資料4に基づきまして、仙台市における障害者就労施設などからの平成 29 年度の物品等の調達実績と平成 30 年度の調達目標についてご報告申し上げます。

仙台市におきましては、障害者優先調達法に基づきまして、障害者就労施設などから優先的、積極的に購入することを推進するための必要な措置や調達目標を定めた調達方針を策定いたしまして、障害者就労施設などからの物品や役務の調達に取り組んでいるところでございます。

まず、1でございますが、平成 29 年度の調達実績の合計といたしましては、目標の 500 件、6,500 万円を上回る 588 件、約 6,600 万円の実績となっております。受託した受注数ですけれども、昨年度より 18 事業所増えまして 55 事業所から受注しております。

平成 30 年度の調達目標については2をご覧ください。平成 30 年度の目標は、平成 29 年度を上回る、件数は 600 件、金額は 6,700 万円を設定しております。

優先調達の理解促進や庁内協力に対する周知・啓発の徹底を図ることはもとより、調達に関する相談や事業所へのマッチングなどの対応を通じ、平成 30 年度につきましても可能な限り優先調達を拡大し、6,700 万円といわず、目標を上回る実績を達成できるように努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

- 会 長 ありがとうございました。
- ただいま報告の（3）について事務局より説明がありました。私たちの役目は、取り組みを確認していくこととともに、これからの施策について皆様からご意見をいただきながら進めていくということでございます。
- さて、報告（3）について皆様からご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- このように、本協議会では平成 29 年度の事業について確認するとともに、今後のあり方について、皆様の様々な取り組みの中から充実したものにしていこうということで取り組んでおります。
- では、この次第の 8 報告（3）については終了し、一旦進めさせていただきます。

（9）その他

- 会 長 一旦進めて次は 9 その他でございます。何か皆様からございますか。小幡委員、お願いいたします。
- 小幡委員 仙台弁護士会の小幡と申します。
- 戻りまして資料 3 の条例に関する取り組みの確認になりますが、2 ページ目の相談内容に関して、2 ページ下部に相手方への連絡・調整なしの事案についてのご説明があります。
- 内容的に差別に当たらず、事実確認を要しないと判断されるものがありますが、これについて具体的に差別に当たらないと判断されたような事案をご紹介いただきたいと思えます。
- また、差別に当たるか当たらないかという判断は、相談員の方がお一人がされるのか、それとも複数の方々で協議や報告に基づく判断によりなされるのか、差別に当たるか否かという判断は非常に難しい部分もあると思うので、そのあたりのところをお聞きしたいと思いました。
- 会 長 ありがとうございます。事務局、お願いします。
- 事務局 複数体制で差別に当たるか否か、またその対応などを協議し、実際に事業者に聞き取りに行った内容を踏まえて判断させていただいているところでございます。
- 事例につきましては、係長の小幡から説明させていただきます。
- 事務局 障害企画課の小幡でございます。
- 内容的に差別に当たらず事実確認を要しないということは、例えば、24 時間ダイヤルでの相談でございますが、本人は差別とおっしゃっていますが、私がこれから

どのような生活をしていったらいいのかという通常的生活相談をいただくこともあります。24 時間対応ダイヤルということで、どこにも相談のしようがない電話をかけていらっしゃる方も中にはいらっしゃいます。

そういったところで、本人は差別だというふうにおっしゃっているところはございますが、内容的に生活上の相談であるところから判断いたしまして、差別という取り扱いを行わなかったものでございます。ただ、そういった中でも、内容的に何らかの支援が必要だと見てとれるときには、各区の障害高齢課などに事例をつなぎまして、ご本人の支援に当たるという体制を組んでおります。

そういった事例について、内容的に差別に当たらず事実確認を要しないと判断されるものと分類させていただいております。

会 長 小幡委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほか皆さんいかがでしょうか。今日は最初の会議でもありますし、前に戻ってのご質問でも大丈夫です。清野委員、お願いいたします。

清野委員 みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチーム七夕の清野です。

小幡委員のお話から私も思い出したことがありました。私自身がこれは差別だろうか少し迷うことがあったので、その話をさせていただきたいと思います。

高次脳機能障害というのは、なかなか記憶ができない、記憶が欠落してしまうという記憶障害の症状があります。

仙台のある施設を利用する際、ピアサポートチーム七夕で大きなミスをしてしまいました。今年度の私たちの会の目標は、当事者が主体的に取り組むということでしたので、当事者が施設利用の登録や予約をしていましたが、それが抜け落ちてしまい、代表である私がお叱りの電話を受けました。

もちろん私たちのほうに非があるので、そこは本当に謝罪をしましたが、その際に、予約のやりとりをした当事者の方について、「何度ご説明しても覚えてくださらないし、さっぱりわからないんですよね」と言われました。

私たちがサポートすべきところもあり、本当に申し訳ありませんでしたと伝えたところ、例えばアラームを鳴らして気づかせるといったことも、会としてやるべきではないかというようなお話がありました。

障害を理由に大きなミスをしたことをもみ消そうということではなく、私は代表として謝らなければならないことを謝ったうえで、これは差別なのか、障害理解がなされていないからなのか、私にはさすがくもやもやした違和感がありました。

私自身、相談すべきものか判断を迷いました。幾ら主体的に取り組むといっても、やはりきっちり確認を行ったり、サポートをしたりするべきだったとは思いますが、その言葉尻に私はとても何か違和感を覚えてしまったので、もしよろしければこの場で皆さんに教えていただきたいなと思います。

会 長 この場で清野委員の今のお話にアドバイスやご確認いただきたいことがありましたら、いかがでしょうか。

そのように、色々とお悩みの多いのだということですね。

清野委員 相談すべきなのか、自分たちの会でミスがあったので黙って謝るべきか。私は何となくその言葉はないよなと思いましたが、施策推進協議会にいる私もどうすればよいかわからないと思うので、他の方はなおさら相談していいものかどうか悩むと思います。

私もその施設を利用できなくなったら嫌だから、これからも七夕の音楽活動を続ける上ではとても大事な施設だし、やはり相談したくてもできないし、していいものかもわからないし、もやもやとしたものを訴えていいものなのか、というような色々な思いが交錯しました。

私は仕事上も、よりそいホットラインという電話相談をしているにもかかわらず、自分がいざ相談をすべきかどうかというときは悩んだという実態をわかってほしいと思いました。ジャッジというよりはそのようなことです。

会 長 ありがとうございます。他にありますか。

副 会 長 高次脳機能障害は見えない障害ということがあり、なかなか難しいということはあるんですが、この条例について余り難しく考えないで欲しいと思います。

条例をつくったとき、重要なポイントの一つに橋渡しをするということがあります。中村委員のお話にもありましたが、そこで暮らし続けるために橋渡しをするもの、そして清野委員のお話でいえば施設を使い続けるための橋渡しをするものとして、この条例を育てていきたいと思いますということについて条例をつくる過程で随分話し合ってきました。

事例のようなことが起こるのはきっかけで、そのエピソードによってお互いが理解を深めるための仕組みだと思っています。なぜそのような仕組みが必要かということ、当事者同士で話をするとどうしても対立関係が生まれるからです。

条例については、広報活動や普及啓発をすることがとても重要です。先ほどの事例の読み方としては、橋渡しをする、お互いに理解が深まって少しずつ変わっていくというものです。こういうことは育てていくことがとても重要なので、育てる過程の中ではこれからも色々なエピソードが起こると思います。そういったエピソードがもっと出てくるよう広報活動をすることが重要だと思います。また、仙台市ではほかの部局でも市民の方と一緒にマルシェや区民まつりなどを行っているので、そういった一般の市民が集まる場所でも普及啓発活動がもっと活発にできるととてもいいと思っています。まだ条例ができて3年で、今日皆さんからこの条例についてお話が出たり出なかったりしたことについては思うところがあります。この協議会では皆さんとともに、この条例をどう育てていくか話を深めたり、一緒に広報

ができたりしたらいいなと思っております。

中村委員や清野委員のお話のようなことが事実としてはありますが、もっと上手に橋渡しができれば、お互いの理解が深まるようになります。民間企業だと、例えばスーパーで、店員が障害をもつお客さんの対応に慣れてきて、お互いに構えなくとも利用できるようになったという事例がたくさんあります。事例からたくさん学び広報して、一步ずつ進められればいいと思いい聞かせていただきました。

ただ、中村委員と清野委員の事例を聞いていると、一刻も早く障害理解が進めばというお気持ちはもちろんわかりますし、少しでも早く事例のようなことがなくなればと思います。しかし、やはりこういうことは一步ずつ地固めしていくのが重要なので、事例を契機として条例が橋渡しをしていくことができればいいなと思って聞かせていただきました。以上です。

会 長 どうもありがとうございました。

大坂副会長のまとめからも、この条例の周知広報も含め、行政と一緒に取り組むということでこの協議会があるということを再確認することができました。これから皆さんとともに仙台市障害者施策推進協議会一体となり、行政と連携して取り組んでまいります。

さて、そのほか皆さんの関わっている活動の中から、この場でご発言されたいことなどがありましたらお話しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

柴田委員 宮城県自閉症協会の副会長の柴田です。

自分の会ということではなく、今の電話相談について清野委員がおっしゃったことと関係してきますが、やはり悩まれたときは、せつかくこのような相談電話があるので、まずは相談してみるといいのではないかと思います。

それから、ダイヤルは平成 28 年に開始したということで、やはり初年度はよく周知され回数が多くなるのは当たり前ではないかと思います。今後も持続して、徐々に減っていくかもしれないし増えていくかもしれない。ただ、文句ではなく相談であるというところを強調しないといけないと思います。

これをやられたら差別だから困るというふうな認識で電話をかけてくる人を待っているということではなく、やはり「あれ？」と思ったことは電話で相談して良いのだということを伝えていくべきではないかと思います。

また、たとえ相談者が 1 人であっても、その方にとってはダイヤルがとても救いになるということであれば、これからも継続していくことが大事であると思って聞いていました。以上、感想でした。

会 長 柴田委員、どうもありがとうございました。では、そのほかに委員の皆様から何かございますか。

平成 30 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

柴田委員

自閉症協会の柴田です。

今回初めて委員となり、今までの事業報告等、そういったものが少しわからないので、平成 30 年度主要事業の中の「ヘルプマークの配布・周知」についてお聞きします。

ヘルプカードは認識していますが、ヘルプマークというのはもう既にできているものなのかどうかということと、先日宮城県のほうのヘルプマークというのを見させていただいたので、仙台市と宮城県のヘルプマークの違いについて、また、仙台市は独自に周知に取り組むのかというところをお聞きしたいと思います。

会 長

事務局よりお願いします。

事務局
(菅原課長)

ヘルプマークは J I S 規格になっており、各マークが徐々にヘルプマークに集約される方向になるのではないかと考えておりますが、まだまだ各種団体でいろいろなマークがございますので、それらのマークの共存をどのように図るかという課題があると認識しております。

ヘルプマークはハートとプラスのマークが描かれているもので、今年度に宮城県さんが配布を考えていますが、宮城県独自に任せるのではなく、我々も情報交換などを進めてまいりたいと思います。県と市が別々に進めるのではなく、我々も周知・啓発を図っていかねばならないですし、我々独自にできる取り組みについても考えながら取り組んでまいります。

会 長

柴田委員，よろしいでしょうか。

柴田委員

できれば全国といいますか、どこの市や県に行っても、そのマークを見ればみんながわかるというように統一できるのであれば、周知もやりやすいのかなという思いがありお伺いしました。ありがとうございます。

会 長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか、委員の皆様から。奥田委員，お願いいたします。

奥田委員

幸泉学園の奥田です。

（5）安心して暮らせる生活環境の整備の⑦についてです。

障害福祉サービスの人材育成が新規の事業ということですが、これはとても大切なことだと思います。実際に障害者を支えるためには、やはり人材育成が一番だと思いますし、現在、なかなか特に障害福祉は人が集まらないというのが現実的なところだと思います。

我々も事業所ごとまたは団体的なところでも、人材育成あるいは就労に向けて取り組んでいますが、なかなか福祉業界には人が来ないというところなんです。

平成 30 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

こちらの事業の中には育成と定着というようなことで、事業所の新任職員の交流会の実施という内容が示されていますが、具体的な福祉人材の育成や、育成前のような形で定着を図ろうと考えているのか、少しお聞きできればと思います。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 (菅原課長) 実際に悩みを抱えているというのは、あくまでも事業者さんたちが抱えている課題が多いと認識しております。また、我々が考えることはどうしても机上の話になってしまい、本当に我々の意見が正しいのかわからないところがあります。そこで、今年度の質的モニタリングの調査を行う過程で、事業者さんのニーズなどの把握を行い、支援の手法を検討してまいります。

人材確保や定着の支援を進めるに当たりましては、我々だけでわからない部分もありますので、今後、事業者さんのニーズの把握を行いながら、我々の意見の押し付けではなく、事業者さんのご意見なども聞きながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

会 長 奥田委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。その他はよろしいでしょうか。

では、これまでの皆さんの意見も含めて、その他のところで事務局から何かありますでしょうか。

事務局 特にございません。

会 長 ありがとうございました。

では、本日の議事、報告はここで終了ということで、皆さんよろしいでしょうか。

では、次回はまた様々な事業についてわかりやすい資料を事務局から用意していただき、きちんと深めてまいるということで、今日の第 1 回の協議会は終わらせていただきます。

では、事務局にマイクをお戻しします。

(10) 閉 会

事務局 阿部会長、議事の進行ありがとうございました。

それでは、最後に事務的なご連絡を申し上げます。

これは協議会毎回のことでございますが、本日の会議の議事録についてでございます。議事録につきましては、事務局でまず案を作成させていただきまして、その後、委員の皆様にお送りさせていただきます。内容につきまして加除修正をしていただきまして、ご返送いただきたく考えております。この返送いただいたものに基

平成 30 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

づきまして事務局が修正作業を行いまして、議事録として決定させていただきます。その際、初めに議事録署名委員ということで今回岩槻委員にお願いさせていただいておりますが、最終的に署名をして確認していただくという作業を行っておりますので、よろしくお願いたします。

また、次回の協議会につきましては、8月下旬の開催を予定しております。日程が固まり次第、追って委員の皆様にはご案内をお送りさせていただきます。

また、事務的なご連絡ということで、本日こちらからの謝礼の振り込みの書類などお手元にお配りしております。まだいただいていない方につきましては、返送用封筒がございますので、そちらでお送りいただいて結構ですので、早めにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、平成 30 年度第 1 回仙台市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。

お忙しい中ご審議いただきまして、ありがとうございました。

署名人 岩 槻 利 克